

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成27年9月7日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500195 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500019 号

## 第 1 結論

平成 13 年 4 月から平成 18 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 24 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 13 年 4 月から平成 18 年 6 月まで

私の年金記録を見ると、請求期間の保険料は未納とされているが、この頃は自宅に社会保険事務所（当時）の職員が年に数回訪問してきたので、その職員に家族 3 人分（請求者、息子、娘）の免除申請書を一緒に渡したはずである。請求期間の保険料の免除申請書は、息子が私に代わって記載していたことを覚えており、請求期間の保険料は免除されていたはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、国民年金加入期間において、延べ 237 か月間にわたる保険料が免除されており、保険料の免除制度について習熟していたことがうかがえる。

また、請求期間直前の保険料については、免除申請が行われ、全額免除期間として承認され、請求期間直後の保険料についても、免除申請が行われ、一旦は 4 分の 1 免除期間として承認（残余の額につき納付しておらず、後に未納扱い。）されていたことが確認できるところ、請求者は、請求期間前後において、経済状況に大きな変化はなかったとしている。

しかしながら、請求者は、請求期間の保険料の免除申請書については、社会保険事務所の職員が訪問の際、家族 3 人分（請求者、息子、娘）を息子が請求者に代わって記載し、一緒に提出した旨の陳述をしているものの、保険料の免除が承認された後に送付される通知書の受領については記憶にないとしており、請求期間に係る保険料の免除承認についての詳細は不明である。

また、請求者と一緒に免除申請書を提出していたとする息子及び娘については、請求期間のうち、平成 13 年 4 月から平成 17 年 3 月までの保険料は、請求者と同様に免除ではなく、未納とされている上、平成 17 年 4 月から平成 18 年 6 月までの保険料は、若年者納付猶予制度（30 歳未満を対象とした納付猶予）によって納付が猶予されてい

ることから、請求者の主張とは相違するほか、同時に免除申請書を提出した複数名の複数年度にわたる免除申請書に係る事務処理の全てに誤りが生じる可能性は考え難い。

さらに、当時の免除申請書等については、請求者が居住しているA市及び同市を管轄している年金事務所においては、保管期限が経過しているため確認することができない旨回答していることから、請求期間の保険料の免除申請が行われていたことをうかがい知ることはできない。

加えて、請求期間については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の保険料の免除に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間の保険料を免除されていたことが確実に認められる関連資料はなく、ほかに請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500208号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500020号

## 第1 結論

昭和41年5月から昭和46年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年5月から昭和46年9月まで

私は、昭和41年5月に結婚し、夫の勤務先の社宅に入居した。入居後、すぐに社宅の班長であった人に勧められ、国民年金の加入手続きを行い、保険料については、毎月、町内会費と一緒に班長に納付していた。現在、年金手帳や家計簿等は保管していないが、当時、同じ社宅に入居していた人たちにも話を聞いてもらい、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、国民年金加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、請求者は、当時、同じ社宅に入居していた複数の証言者の名前を挙げており、そのうち、請求者より先に社宅に入居していたとする当時の班長を含めた3名の証言者に聴取したところ、社宅入居者の保険料は、毎月、町内会費と一緒に班長が集めていた旨証言しており、いずれも請求者の主張する納付方法に沿う陳述をしている。

しかしながら、国民年金被保険者台帳管理手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和46年10月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の加入手続きはこの頃に初めて行われ、その手続きの際に昭和46年10月1日に任意加入被保険者として資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間において夫が厚生年金保険の被保険者であったため、国民年金の任意加入対象者に該当していたところ、任意加入対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、上述の加入手続き時期(昭和46年10月頃)において、請求者は、請求期間の被保

険者資格を遡って取得し、保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、自身の国民年金の加入手続については、婚姻（昭和41年5月）して社宅に入居後、すぐに社宅の班長であった人に勧められて行ったため、先に社宅に入居し、かつ、年配である上述の班長を含めた3名の証言者は、自身より先に国民年金に加入していたと思うとする旨の陳述をしている。しかし、オンライン記録によると、これら3名は、請求者が国民年金に加入したと主張する時期の数年後に、任意加入被保険者として、国民年金の被保険者資格を取得していることを踏まえると、請求者が婚姻して社宅に入居後、すぐに国民年金に加入していた事情をうかがうことはできない。

加えて、国民年金被保険者台帳及び請求者が請求期間当時居住していたA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、オンライン記録と同様、請求者が請求期間の保険料を納付していた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500220号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500021号

## 第1 結論

昭和51年11月から昭和55年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年11月から昭和55年1月まで

元夫は几帳面な人なので、私の国民年金加入手続きを行い、請求期間の保険料を納付してくれたと思う。請求期間当時、金銭の管理は全て元夫が行っており、証拠となるものは何もないが、自治会の人<sup>きちょうめん</sup>が定期的に保険料の集金に自宅に来ていたのを記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が請求者に係る国民年金加入手続きを行い、請求期間の保険料を納付したとする元夫は、国民年金加入期間において保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況から、平成元年12月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続きは、この頃に初めて行われ、この加入手続きの際に平成元年7月から第3号被保険者に該当する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、元夫は、請求者に係る国民年金加入手続きを行った記憶はないと陳述している上、請求者が請求期間当時居住していたA市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求者が国民年金に加入し、請求期間の保険料を納付していた形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間は自治会の人<sup>きちょうめん</sup>が定期的に保険料の集金に来ていたと陳述しているが、オンライン記録によると、元夫は、請求期間後の昭和56年1月から昭和61年2月まで国民年金に加入し保険料を納付しており、請求者は当該期間は厚生年金保険に加入していることから、請求者が記憶する自治会による保険料の集金は

元夫の保険料に係るものであると考えられる。

加えて、元夫が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。